特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名			
20	飯塚市 価書	子ども医療費の支給に関する事務	重点項目評	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県飯塚市長

公表日

令和5年9月11日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(则添2) 変更簡所

I 基本情報

_I 基本情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務					
飯塚市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年3月26日飯塚市条例第127号)に基づき、子 医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もっての保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。						
	子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。					
②事務の内容 ①申請に基づき同住所者及び受給者の住民票、住基異動、健康保険加入状況を確認し、認定で ②世帯の所得状況により県補助の有無を確認。 ③受給者からの申請により医療費の一部負担金の助成を行う。 ④審査支払機関からの請求の審査、レセプト確認。 ⑤償還払医療費申請の受付、審査、支給処理。 ⑥高額医療費、第三者行為、不当利得、過誤調整事務。 ⑦受給者の現況を確認。						
③対象人数	<選択肢>					
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム						
システム1						
①システムの名称	・総合福祉システム					
②システムの機能	【資格管理機能】 ① 受給者台帳への登録 転入、出生等による受給者情報を登録 ② 受給者台帳の記載変更 受給者情報に変更があった場合の記載内容修正 ③ 受給者台帳の削除処理 転出、死亡等により受給者台帳から資格を喪失 ④受給者情報の照会 受給者台帳により該当する受給者に関する情報の照会 ⑤医療証の発行 申請や資格更新による医療証の発行 【事業状況報告機能】 ・ 事業状況報告機能】					
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[○] 庁内連携システム[○] 既存住民基本台帳システム[○] 税務システム					

[〇] その他 (国民健康保険システム

)

システム2					
①システムの名称	・MICJET番号連携サーバ(団体内統合宛名)				
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛 名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。				
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム				
@## @ > =	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム				
	[]その他 ()				
システム3					
①システムの名称	・中間サーバ				
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定にするために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化、復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。				
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())				

システム4						
①システムの名称	・国保連合会システム					
②システムの機能	1. 資格継続業務(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。(2)被保険情報の受信(国保資格取得要失年月日連携ファイル、市町村被保険ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間を手ェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを送信する。2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ該当データを配信する。3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から国保連合会へ送信する。(2)医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。※ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのwebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されてる圧縮ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。					
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (国保情報集約システム)					
3. 特定個人情報ファイル:	名					
子ども医療受給者情報ファイル						
4. 個人番号の利用 ※						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年条例第37号)第4条					
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※						
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第9号					
6. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民環境部 医療保険課					
②所属長の役職名	医療保険課					
7. 他の評価実施機関						

l

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本情報
①ファイルの種類 ※ [システム用ファイル] 1)・ジステム用ファイル(表計算ファイル等)
2 対象となる本人の数 [1万人以上10万人未満] 2 1万人以上10万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 5 1,000万人以上 5 1,00
その必要性 医療費助成の資格及び給付に関する事務において、対象者の住基情報等や保護者の所得情報等を確認し、子ども医療費を適正に助成するため
(全部を含される項目 (100項目以上 1) 10項目以上 (2) 10項目以上50項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 (2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 (2) 10の項目以上 (2) 10の可目以上 (2) 10の可用 (
(4)記録される項目 [100項目以上] 1) TO項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 100项目以上 100项目以
E 日の日本号 日の日本号対応符号 日の日本の他識別情報(内部番号)
・個人番号:対象者を正確に特定するために記録 ・その他識別情報(内部番号):住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録(宛名番号、世帯番号) 【連絡先等情報】 ・4情報、連絡先:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録
・地方税関係情報:給付に関する事務(医療費の算定、支払い)にあたり所得情報を把握するために記録 ・医療保険関係情報:給付に関する事務(医療費の算定、支払い)にあたり保険加入の情報を把握するために記録 ・児童福祉・子育て関係情報:資格に関する事務(対象者の認定、届出)において、児童扶養手当の認知状況把握するために記録 ・障がい者福祉関係情報:資格に関する事務(対象者の認定、届出)において、手帳情報を把握するために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格に関する事務(対象者の認定、届出)において、生活保護等の状況を把握するために記録
全ての記録項目 別添1を参照。
⑤保有開始日 平成27年10月
⑥事務担当部署 市民環境部 医療保険課

3. 特	定個人們	情報の入手・	使用
			[〇] 本人又は本人の代理人
			[O] 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、子育て支援課、社会・障がい者福祉) 課、生活支援課
①入=	手元 ※		[]行政機関・独立行政法人等 ()
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)
			[]民間事業者 ()
			[]その他()
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入=	E 方法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
	ГЛД		[〇] 情報提供ネットワークシステム
			[]その他 ()
③使用	用目的 ※		子ども医療費助成制度の受給資格の認定、医療証の交付、医療費の支給、受給資格の管理を行うため め
		使用部署	医療保険課、市民窓口課(各支所)
④使用	用の主体		
		使用者数	2 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満
			5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
⑤使用方法			 1 子ども医療費助成制度の受給資格の認定に関する事務本人からの申請に基づき、子ども医療費助成制度の資格の認定を行う 2 医療証の交付に関する事務受給資格の認定に基づき、医療証の交付を行う 3 子ども医療費助成制度の受給者資格の管理に関する事務異動の状況に基づき、子ども医療費助成制度の受給資格の変更、喪失等の処理を行う
	情報の	の突合	本人からの申請にあたり、個人番号、四情報等住民票関係情報と突合して申請情報を確認する。 医療保険関係情報と申請情報を突合して医療保険加入状況を確認する。
⑥使用開始日			平成28年1月1日
4. 特	定個人情	青報ファイル(の取扱いの委託
委託の有無 ※			[委託する 3 (選択肢> 2) 委託しない (1) 件
委託事項1			総合福祉システム運用保守委託
①委託内容			総合福祉システムの運用保守
②委託先における取扱者数		る取扱者数	 〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委託	モ先名		行政システム九州株式会社
再	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑤再委託	の許諾方法	
	⑥再委託	事項	

委託	委託事項2~5					
委託事項2		飯塚市医療保険課等窓口業務委託				
①委託内容		子ども医療証の発行等に関する業務				
②委託先における取扱者数		 〈選択肢〉 10人以上50人未満 30人以上100人未満 40人以上500人未満 50人以上100人未満 601,000人以上 				
③委託先名		株式会社福岡ソフトウェアセンター				
	④再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					

5. 特定個人情報の提供・	移転	(委託に伴うものを関	余 く。)					
提供・移転の有無	[] 提供を行っている	()件	[] 移転を行っている	()件
徒供・惨転の有無	[(🔾] 行っていない						
提供先1								
①法令上の根拠								
②提供先における用途								
③提供する情報								
④提供する情報の対象となる 本人の数	[1	く選択肢ン 1) 1万人未 2) 1万人り 3) 10万人。 4) 100万人 5) 1,000万	上1(0万人未満 100万人未満 -1,000万人未満 上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲								
⑥提供方法]] [] 情報提供ネットワー] 電子メール] フラッシュメモリ] その他 (-クシステム	[[[専用線 電子記録媒体(フラッシ 紙	ンユメモリを除く)
⑦時期·頻度								
提供先2~5								
提供先6~10								
提供先11~15								
提供先16~20								
移転先1								
①法令上の根拠								
②移転先における用途								
③移転する情報								
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	く選択肢 1)1万人未 2)1万人以 3)10万人 4)100万人 5)1,000万	満 (上10 以上1 、以上	0万人未満 100万人未満 -1,000万人未満 上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲								
⑥移転方法] [] [」庁内連携システム] 電子メール] フラッシュメモリ] その他 (] []		専用線 電子記録媒体(フラッジ 紙	シュメモリを除く)
⑦時期·頻度								
移転先2~5								
移転先6~10								
移転先11~15								
移転先16~20								
6. 特定個人情報の保管・	消去							
保管場所 ※		·ュリティゲートにて入退 サーバー内に保管。サ						屋に設置
7. 備考								
1								

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 画像添付

住基宛名	送付先マスタ	受給者資格	受給者口座	医療税マスタ
入力区分	業務番号	台帳番号	住民番号	住民番号
<u></u> 住民コード	住民番号	 台帳枝		 課税年度
 世帯番号	 郵便番号	 住民番号	適用開始年月日	
	 住所	 本人続柄	申請年月日	 福祉用所得
 市町村コード		 保護者住民番号	 銀行コード	 雑損控除
 住民番号	· 様方	 保護者続柄	 支店コード	 医療費控除
 住民区分コード	 氏名漢字	保護者電話番号	口座種別コード	 小規模企業共済控除
 状態区分コード	福祉DVマスタ			 配特控除
 氏名カナ	住民番号		 口座名義人住民番号	 社保控除
 氏名漢字	出力制限区分		口座名義人カナ	控除対象配偶者区分
<u></u> 性別コード	コメント	申請年月日	口座名義人氏名	 老年者区分
生年月日	総合照会	適用開始日	備考	寡婦寡夫区分
 続柄	業務番号	助成開始日	処理年月日	
 現住所郵便番号		 助成終了日	受給者保険	—————————————————————————————————————
 現住所		 交付年月日	住民番号	一般扶養人数
現住所方書		電話番号	台帳番号	年少扶養人数
現住所と方書	内容	異動事由コード	適用開始年月日	特定扶養
	 開始日	 助成区分コード	申請日	特定扶養改正
前住所	終了日	多子区分コード	保険開始日	老人扶養
前住所方書	カラー区分	未熟児フラグ		 障害扶養
転出先郵便番号	表示期限	課税区分コード	記号	特別障害扶養
転出先住所	総合相談	限度区分コード	番号	非課税区分
転出先住所方書	住民コード	高額課税区分コード	被保険者住民番号	申告区分
本籍	履歴番号	助成優先区分コード	被保険者氏名	異動日
本籍地市町村コード	標題	勤務先名称	被保区分コード	処理日
本籍地郵便番号	相談日	勤務先電話番号	備考	登録区分(空白(連携)or 手入力)
筆頭者氏名漢字	相談場所	申請支所コード	被保険者続柄	備考
異動日	相談形態	認定支所コード	処理年月日	給与年金控除調整額
異動届出日	相談者	旧市町村コード	福祉宛名	譲渡所得控除額
異動事由コード	対象者	旧台帳番号	住民番号	
住民となった日	相談内容	備考	氏名カナ	
住民となった事由コード	対応内容	高額課税明細区分コード	氏名漢字	
住民でなくなる予定日	対象部門	異動理由明細コード	性別コード	
住民でなくなった日	公開フラグ	処理年月日	郵便番号	
住民でなくなった事由コード	公開レベル	給付区分コード	住所	
町コード	相談者区分	証回収年月日	方書	
行政区コード	相談分類	証回収事由		
地区コード	対象業務番号	交付形態区分コード		
D V 関係の区分コード	住民メモ	県該当区分コード]	
旧市町村コード	住民番号	住基転入日		
管轄支所コード	壮	転入元市町村		
		住基転出日		
İ		転出先市町村		

住民メモ	受給者資格	受給者口座	受給者保険	医療税マスタ
住民番号	台帳番号	住民番号	住民番号	住民番号
壮	台帳枝	台帳番号	台帳番号	課税年度
	住民番号	適用開始年月日	適用開始年月日	肉用牛控除後
	本人続柄	申請年月日	申請日	福祉用所得
	保護者住民番号	銀行コード	保険開始日	雑損控除
	保護者続柄	支店コード	保険コード	医療費控除
	保護者電話番号	口座種別コード	記号	小規模企業共済控除
	養育者住民番号	口座番号	番号	配特控除
	養育者続柄	口座名義人住民番号	被保険者住民番号	社保控除
	養育者電話番号	口座名義人カナ	被保険者氏名	控除対象配偶者区分
	申請年月日	口座名義人氏名	被保区分コード	老年者区分
	適用開始日	備考	備考	寡婦寡夫区分
	助成開始日	処理年月日	被保険者続柄	勤労学生
	助成終了日		処理年月日	本人障害
	交付年月日			一般扶養人数
	電話番号			年少扶養人数
	異動事由コード			特定扶養
	助成区分コード			特定扶養改正
	多子区分コード			老人扶養
	未熟児フラグ			障害扶養
	課税区分コード			特別障害扶養
	限度区分コード			非課税区分

高額課税区分コード	申告区分
助成優先区分コード	異動日
勤務先名称	処理日
勤務先電話番号	登録区分(空白(連携)or 手入力)
申請支所コード	備考
認定支所コード	給与年金控除調整額
旧市町村コード	譲渡所得控除額
旧台帳番号	
備考	
高額課税明細区分コード	
異動理由明細コード	
処理年月日	
給付区分コード	
証回収年月日	
証回収事由	
交付形態区分コード	
県該当区分コード	
住基転入日	
転入元市町村	
住基転出日	
転出先市町村	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

子ども医療受給者情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 〈福祉総合システムにおける措置〉 ・認証カード情報で登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアク セスできない措置を講じている。 〈窓口における措置〉 リスクに対する措置の内容 ・届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行うことで、対象者以外の情報の入手の 防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 <選択肢> [十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 [行っている] 1) 行っている 2) 行っていない ・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとに認証カードの登録・配布及びパスワードによ る認証を実施する 具体的な管理方法 ・ユーザーごとに利用可能な端末を制限することで不正利用が行えない対策を実施する ・システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする その他の措置の内容 Γ 十分である 1 へ 医が放え 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 犌	F足個人情報ファイル(の取扱いの委託				し 」委託しない
リスク	: 委託先における不正7	な使用等のリスク				
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めて	いる]	<選択肢> 1) 定めている	,	2) 定めていない
	規定の内容	・業務上知り得た情報 ・業務上知り得た情報 合には、速やかに破 ・契約に違反すること	級を善管注意義。 級を契約の目的り 級を契約の目的は 級(複製物を含む 棄または返還し により損害を被 スキュリティポリシ	務をもって秘密に保 以外の目的に使用し こ必要な範囲外では といて、契約のなければならない。 った場合、損害賠償 ・一の遵守、運用に持	持しなければなられ、または許可なくに、許可なく複写し、 け、許可なく複写し、 目的が終了した場合を委託先に求める	ない。 第三者に提供してはならない。 てはならない。 引合、または市から要求した場
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っ	っている]	<選択肢> 1)特に力をA 3)十分に行っ	れて行っている。 っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	業務の処理において 業務の一部を再委託				
その他	也の措置の内容	-				
リスク	への対策は十分か	[十分で	あ る]	<選択肢> 1)特に力を入 3)課題が残さ	れている	2) 十分である
特定個	固人情報ファイルの取扱!	いの委託におけるその	の他のリスク及び	そのリスクに対する	措置	
	定個人情報の提供・移転が		^ト ットワークシス・	テムを通じた提供を	除く。)	[〇]提供・移転しない
	: 不正な提供・移転が行 国人情報の提供・移転に	1]	<選択肢> 1) 定めている		
関する	ルール ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法			1) 20,000		2) (20) (0 %)
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を <i>入</i> 3)課題が残さ	れている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

6. 情	青報提供ネットワークシ	ィステムとの接続	走		[]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
リスク	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容	入手防止に努め ・申請書等につし ・申請書等の記載 とともに、記載指	る。 いては、必要な情 載時において、本	報のみ記 人以外の 外の情報	身分証明書等)の確認を厳格(載する様式とする。 情報を誤って記載することがな を記載させないようにする。また		
リスク	への対策は十分か	[+3	分である	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2:不正な提供が行われ	るリスク					
リスク	に対する措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
情報挑	是供ネットワークシステム	との接続に伴うそ	の他のリスク及び				
_							
7. 特	持定個人情報の保管・>	消去					
	ソ: 特定個人情報の漏えし 		くク		৴ ™ड±⊓ 0+ \		
①事故知	放発生時手順の策定・周	[十分に	行っている	J	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている	
機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 「大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[+3	分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリ	スク及びそのリス	くクに対す	る措置		
-							

8. 監査					
実施の有無	[〇]自己点検	[〇] 内部監査	[]外部監査		
9. 従業者に対する教育・					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を2 3)十分に行	へれて行っている 2) 十分に行っている っていない		
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保・違反を行ったものに対しては				
10. その他のリスク対策					
_					

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314-1316)			
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。			
③法令による特別の手続	-			
④個人情報ファイル簿への不 記載等	-			
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	市民環境部 医療保険課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500			
②対応方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。			

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和5年8月10日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】				
①方法					
②実施日·期間					
③主な意見の内容					
3. 第三者点検【任意】					
①実施日					
②方法					
③結果					

(別添2)変更箇所

\/// / / / / / / / / / / / / / / / / /							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		
令和5年8月10日	4.特定個人情報ファイルの安 託	該当なし	①委託内容…子ども医療証の発行等に関する 業務 ②委託先における取扱者数…10人以上50人未 満 ③委託先名…株式会社福岡ソフトウェアセン ター				
令和5年8月10日	IV V 開示請求、問合せ・評価 実施手続 ①実施日	令和5年3月1日	令和5年8月10日				